

# 合併浄化槽を設置しようとする方へ

## 浄化槽の設置を思い立ったら

浄化槽を設置される時は、施主（設置される方）から**建築業者**又は**浄化槽設備業者**へご相談ください。

### 設置の手順

- ① **市役所との協議**（糸島市上下水道サービスセンターへ別添「浄化槽設置申請意見書」を**2部提出**）  
＜添付書類＞位置図、字図、建物平面図、配置配管図、誓約書、浄化槽放流経路図面、その他市長が必要と認める書類  
※浄化槽が設置できるか調査・確認するため、1週間～10日程度かかります。
- ② **保健福祉環境事務所（県）への届出**（筑紫保健福祉環境事務所へ「浄化槽設置届」を提出）  
浄化槽設置届受理書を受理後  
※補助を受けようとする場合、補助金交付決定通知書の交付後  
**（事前着工は認められません）**
- ③ **浄化槽の設置工事**  
浄化槽設置完了後
- ④ **保健福祉環境事務所（県）へ浄化槽設置届、使用開始届を提出**

### 浄化槽設置費の補助を受けようとする場合

補助の対象：糸島市内の個人の専用住宅（延べ床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物）、自治公民館及び保育所等で、50人槽以下の浄化槽

※ 事業所、建て売り分譲住宅、賃貸住宅などは対象外です。

※ 公共下水道の認可区域、集落排水の採択区域内は対象外です。

※ 既に補助金を受けて、10年以上経過していない場合は対象外です。

- ①市役所との協議時に、補助金申請するかどうかを確認します。
- ②保健福祉環境事務所への届出後、下水道課へ「浄化槽補助金交付申請書」を**1部**提出してください。
- ③補助金交付決定通知書の交付後、工事着工してください。
- ④工事完了後、下水道課へ実績報告書を**1部**提出してください。
- ⑤補助金確定決定通知書の交付後、施主から「補助金交付請求書」を受理した後、施主の指定口座へ補助金を振り込みます。

**事前着工は認められません**

**受付開始日は、国の交付金内示日以降となります**

**予算の範囲内で交付決定します**

補助金限度額（参考）

5人槽の場合 332,000円

7人槽の場合 414,000円

8～50人槽の場合 548,000円

※ 住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱いについて

浄化槽の人槽は、日本工業規格（JIS A 3302-2000）によって算定されます。JIS A 3302-2000の算定では明らかに実情に添わないと判断される場合については、人槽が低減される「JIS ただし書」の適用をすることができます。詳細については、下記までお問合せください。

問合せ先：糸島上下水道サービスセンター TEL（092）332-2081（直通）

（092）323-1111（内線1945）